社会福祉法人越前市社会福祉協議会 一般事業主行動計画
（実施状況）

目　　標

① 産前産後休業・育児休業・看護休業・有給休暇等の子育て目的の休暇取得の促進について

・育児休業の取得あり　５名
・育児短時間勤務制度利用有り　２名
・年次有給休暇の５日以上　取得率 96%
（５日以上取得した職員数／年間 10 日以上付与した職員×100）
・看護休暇の取得あり　11 名（うち男性２名）

② 特別休暇・介護休業・各種手当など社協規程による福利厚生の周知徹底について

・申請漏れのないよう、毎年度末に新年度にあたり変更や申請の必要がないか回覧の文書等にて案内し、必要時にはすぐに申請するよう周知徹底した。

社会福祉法人越前市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むことで、働きやすい環境を作り、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の計画を策定する。

1．計画期間　平成 30 年 1 月 1 日～平成 34 年 12 月 31 日までの５年間

2．目　　標

① 産前産後休業・育児休業・看護休業・有給休暇等の子育て目的の休暇取得の促進

- 女性職員だけでなく、男性職員の子育て目的の休暇取得を促進する
- 子どもとの時間を増やすため、有給休暇の取得を促進する
- 法に基づく諸制度の周知

② 特別休暇・介護休業・各種手当など社協規程による福利厚生の周知徹底

- 申請漏れのないよう、毎年度末に新年度にあたり変更や申請の必要がないか回覧の文書等にて案内し、必要時にはすぐに申請するよう周知徹底する